

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 - 1 通商関係条約</p> <p>(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(後記3-1)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(後記3-2)、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(後記3-3)、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(後記3-4)、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(後記3-5)、<u>経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(後記3-6)</u>及び<u>経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定(後記3-7)</u>を除く。以下本項において「条約」という。)で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p>	<p>1 - 1 通商関係条約</p> <p>(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(後記3-1)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(後記3-2)、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(後記3-3)、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(後記3-4)、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(後記3-5)及び<u>経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(後記3-6)</u>を除く。以下本項において「条約」という。)で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3 - 7 経済上の連携に関する日本国とブルネイ共和国との間の協定(平成20年条約第6号)</p> <p><u>この協定の実施に当たり、次のことに留意する。</u></p> <p><u>同協定に基づくブルネイ原産品に対する税率(ブルネイ税率)、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第40条から第42条までの規定において定めるブルネイ協定原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。</u></p>	<p>(新規)</p>